

(別記様式)

[Ⅱ. 3]

| | | | | |
|------|--|-------------|---------------------------|--|
| 項目 | (3) ① イ 金融の業務範囲規制及び金融コングロマリット規制・監督体制の見直し | | | |
| 修正案 | 全文削除 | | | |
| 修正理由 | 「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ中間論点整理」を踏まえ、今年中に金融審議会において、金融グループに対する業務範囲規制等のあり方について検討する予定である。金融審議会での検討結果を踏まえる必要があることから、現時点において、上記の項目についての具体的な内容や措置時期についてコメントすることは困難である。 | | | |
| | 府省等 金融庁 | 部局 総務企画局 | 課室 企画課 信用制度参事 官室 | |